

衆議院国土交通委員会ニュース

【第201回国会】令和2年4月14日（火）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）
 - ・赤羽国土交通大臣、御法川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）提出の修正案について、提出者高橋千鶴子君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産 反対－自民、立国社、公明、維新）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
 - ・小里泰弘君外2名（自民、立国社、公明）から提出された附帯決議案について、矢上雅義君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数でこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産 反対－維新）
（質疑者）中村裕之君（自民）、伊藤渉君（公明）、福田昭夫君（立国社）、馬淵澄夫君（立国社）、道下大樹君（立国社）、高橋千鶴子君（共産）、井上英孝君（維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

中村裕之君（自民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の地域公共交通への影響
 - ア 貸切バス部門の収入減少が乗合バス部門を含むバス会社全体の経営に与える影響についての認識及び対応策
 - イ タクシー会社の運転者に対する雇用調整助成金以外の支援策の必要性
- (2) 地域公共交通活性化再生法等改正案
 - ア 現行の地域公共交通網形成計画と本案の地域公共交通計画との違い及び地域公共交通計画策定による効果
 - イ 地域公共交通計画を策定する自治体への支援策
 - ウ 地域の赤字のフィーダー線への補助の要望が多く国費による助成が不十分となっている現状に対する今後の取組
 - エ MaaS（Mobility as a Service）導入の効果を発揮するために過疎地において必要なラストワンマイルの交通手段の確保策
 - オ 人口減少等の社会変化により価格競争による選定に適していないインフラとしての公共交通サービスの維持に対する支援についての大臣の決意

伊藤渉君（公明）

- (1) 福井県永平寺町と沖縄県北谷町で行われているラストワンマイル自動運転の実証実験及び本年度に予定されている自動運転中型バスの取組の現状、課題及び実用化の目途
- (2) 地域旅客運送サービス継続事業において、維持が困難となった路線バスの代わりとして複数の事業者による複数の移動手段を混在させ選定することの可否
- (3) 本案による事業者協力型自家用有償旅客運送が白タク行為の解禁につながる懸念に対する大臣の見解
- (4) 独占禁止法特例法案に基づく複数のバス事業者等による共同経営に係る認可基準として、収支が不

均衡な状態にある路線が存在することの具体的な内容及び認可基準とした理由

(5) M a a S 普及のために必要な複数事業者間の調整に対する支援策

福田昭夫君（立国社）

(1) 地域公共交通活性化再生法等改正案

ア 地方の移動手段をめぐる現状及び地域が自らデザインする地域交通についての認識及び考え方

イ 本案による輸送資源の総動員や公共交通サービスの改善のための予算額

ウ 地域の公共交通の維持を可能にするために総務省と連携して普通交付税の基準財政需要額の個別算定経費の項目に地域公共交通行政費を新設することについての大臣の見解

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

ア 企業の資金繰り対策に計上されている 45 兆円の具体的内容

イ 持続化給付金の予算額及び給付時期

ウ 生活支援臨時給付金の総額及び給付時期

エ 納税猶予制度の特例について猶予であって免税でない理由

オ 資本金 1 億円以下の事業者への欠損金繰戻しによる還付特例の適用の有無

カ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額及び交付方法並びに農業及び水産業における労働力確保緊急支援事業の具体的内容

馬淵澄夫君（立国社）

(1) 新型コロナウイルス感染症により打撃を受けているバス事業者への予算措置を含んだ経済対策の必要性

(2) 地域公共交通活性化再生法等改正案等

ア 地域公共交通計画

a 地域公共交通網形成計画を地域公共交通計画に改めることに伴う、複数の地方公共団体をまたいだ長距離路線バス等に対する補助要件及び地方運輸局が果たすべき役割の変更内容並びに現行の補助に係る経過措置の期間

b 複数の地方公共団体が連携した計画策定を促すための地方運輸局による積極的な取組の必要性

イ 独占禁止法特例法案による乗合バス事業者等による共同経営

a 認可に至るまでのプロセス及び期間

b 共同経営計画の認可等の審査に当たって赤字路線の維持が優先的に考慮される必要性

c 附則に 10 年以内の廃止が定められている本法律案の延長の可否

ウ 自家用有償旅客運送へのタクシー事業者等の交通事業者による協力

a 交通事業者が協力する運行管理及び車両整備管理の具体的な内容

b 交通事業者による協力が行われる場合に想定される運転者と事業実施主体の利益配分

c 運転者と事業実施主体の利益配分の実績

d 事故のリスクを一定程度負うこととなる上、多額の利益が想定されるものではない協力への交通事業者の参画の見通しと交通事業者による協力の意義

道下大樹君（立国社）

(1) 地域公共交通活性化再生法等改正案

ア 地域公共交通計画の策定に当たっての地方公共団体における担当部局の設置及び公共交通専任担当者の配置・育成のための財政面も含めた国の支援内容

- イ 地域公共交通計画の作成及び実施に関し設置する協議会に、地域の公共交通についてよりよく把握しその地域に関係している公共交通従事者の代表が参加することの可否
 - ウ 一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領におけるクリームスキミング規制の要件見直しの必要性及び今回の法改正における検討内容
 - エ 道路運送法の改正により、観光客など来訪者を自家用有償旅客運送の運送対象とすることが将来的にライドシェアの合法化につながる懸念に対する大臣の所見
 - オ 国の努力義務とされている地域公共交通計画に定められた目標を達成するために行う事業、新地域旅客運送事業及び新モビリティサービス事業の推進における財源確保についての見解及び同じく努力義務とされた地方公共団体の資金確保に向けた支援内容
 - カ 地域旅客運送サービス継続事業においてタクシー事業者が公募で選定された場合の財政支援制度の必要性
 - キ バス運転手の人材確保に向け賃金向上のため人件費の算出方法見直しの必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
- ア 高速道路料金の引下げ又は無料化した場合のメリット及びデメリット並びに緊急経済対策における検討方針
 - イ 観光需要喚起策、Go Toキャンペーン事業において割引クーポン券等が個人旅行者だけでなく団体旅行者にも幅広く利用されることの必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 地方公共団体による地域公共交通計画の策定を努力義務化した理由及び同計画と予算措置との関係性
- (2) 地域公共交通における平成12年以降の規制緩和に対する大臣の問題意識
- (3) 地域公共交通確保維持事業における地域交通事業者の事業継続のインセンティブとなる補助の在り方
- (4) 自家用有償旅客運送
 - ア 自家用有償旅客運送のタクシー事業者への委託状況及び自家用有償旅客運送におけるタクシー事業者の担い手としての期待の有無
 - イ タクシー事業における運行管理者と自家用有償旅客運送における運行管理責任者の業務内容の違い
 - ウ 自家用有償旅客運送における安全対策と利用者保護のための措置
 - エ 自家用有償旅客運送における労災保険の適用の有無
 - オ タクシー事業者が委託により自家用有償旅客運送を行う場合にタクシー運転者の処遇が下がる又は労働者としての権利が失われる懸念
 - カ 2018年の新経済連盟のライドシェア導入の提言に対し、運行管理の責任の主体や事故発生時の責任等国土交通省が指摘した課題は自家用有償旅客運送の円滑化の措置の実施に当たっても解決する必要性
- (5) なにわ筋線のような都市鉄道を地域公共交通として位置付けることの適正性

井上英孝君（維新）

- (1) 平成19年の地域公共交通活性化再生法の制定及び平成26年の同法改正が現在までに地域公共交通に与えた効果
- (2) 地域公共交通における運転者不足の現状認識、原因及び対策
- (3) 地域旅客運送サービス継続事業における継続困難性の判断主体、検討や協議の実施方法及び参加者並びに実施方針作成の主体

- (4) 自家用有償旅客運送の運送対象に観光客等の来訪者を追加する根拠及び意義
- (5) M a a S
 - ア 新モビリティサービス事業の概要及び過疎地におけるM a a Sの普及や推進に向けた取組
 - イ 昨年公募した新モビリティサービス推進事業における選定地域、実証実験内容及び国の支援策並びに実証実験の成果
- (6) 地域公共交通の確保及び維持に向けた大臣の決意